

用地補償総合技術業務積算基準 新旧対照表(案)

赤字下線：今回改正箇所

新	旧																																																																																																								
<p>注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-3-4の補正率表を適用するものとする。 ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表9-1-3の補正率を適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表9-3-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">建 物 延べ面積</td> <td style="text-align: center;">200㎡未満</td> <td style="text-align: center;">200㎡以上 400㎡未満</td> <td style="text-align: center;">400㎡以上 600㎡未満</td> <td style="text-align: center;">600㎡以上 1,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">1,000㎡以上 1,500㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補 正 率</td> <td style="text-align: center;">0.80</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> <td style="text-align: center;">1.90</td> <td style="text-align: center;">2.60</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">1,500㎡以上 2,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">3,000㎡以上 4,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">4,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">5,000㎡以上 7,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3.20</td> <td style="text-align: center;">4.10</td> <td style="text-align: center;">5.20</td> <td style="text-align: center;">6.20</td> <td style="text-align: center;">7.50</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">7,000㎡以上 10,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">10,000㎡以上 15,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">15,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9.50</td> <td style="text-align: center;">12.30</td> <td style="text-align: center;">15.90</td> </tr> </table> <p>⑥-4 建物等の法令適合性の照合</p> <p>建物等の法令適合性の照合を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、<u>第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）</u>とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の照合を行うもので、その区分は、表9-4-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-4-2により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表9-4-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">区 分 の 細 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令適合性照合(1)</td> <td>木造建物（建築基準法<u>第61条</u>に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性照合(2)</td> <td>木造建物（建築基準法第35条、<u>第61条</u>に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性照合(3)</td> <td>木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表9-4-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 5%;">単 位</th> <th style="width: 5%;">規 模</th> <th style="width: 5%;">職 種</th> <th style="width: 5%;">外 業</th> <th style="width: 5%;">内 業</th> <th style="width: 5%;">計</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令適合性照合(1) 木造建物</td> <td>棟</td> <td>—</td> <td>技 師 長 技 師 B</td> <td>— —</td> <td>0.04 0.37</td> <td>0.04人 0.37人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建 物 延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	3.20	4.10	5.20	6.20	7.50	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上	9.50	12.30	15.90	区 分	区 分 の 細 目	法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> に該当する建築物）	法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> に該当する建築物）	法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	法令適合性照合(1) 木造建物	棟	—	技 師 長 技 師 B	— —	0.04 0.37	0.04人 0.37人		<p>注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-3-4の補正率表を適用するものとする。 ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表9-1-3の補正率を適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表9-3-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">建 物 延べ面積</td> <td style="text-align: center;">200㎡未満</td> <td style="text-align: center;">200㎡以上 400㎡未満</td> <td style="text-align: center;">400㎡以上 600㎡未満</td> <td style="text-align: center;">600㎡以上 1,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">1,000㎡以上 1,500㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補 正 率</td> <td style="text-align: center;">0.80</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> <td style="text-align: center;">1.90</td> <td style="text-align: center;">2.60</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">1,500㎡以上 2,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">3,000㎡以上 4,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">4,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">5,000㎡以上 7,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3.20</td> <td style="text-align: center;">4.10</td> <td style="text-align: center;">5.20</td> <td style="text-align: center;">6.20</td> <td style="text-align: center;">7.50</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">7,000㎡以上 10,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">10,000㎡以上 15,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">15,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9.50</td> <td style="text-align: center;">12.30</td> <td style="text-align: center;">15.90</td> </tr> </table> <p>⑥-4 建物等の法令適合性の照合</p> <p>建物等の法令適合性の照合を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（<u>防火地域内の建築物</u>）及び第62条（<u>準防火地域内の建築物</u>）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の照合を行うもので、その区分は、表9-4-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-4-2により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表9-4-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">区 分 の 細 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令適合性照合(1)</td> <td>木造建物（建築基準法<u>第61条</u>及び<u>第62条</u>に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性照合(2)</td> <td>木造建物（建築基準法第35条、<u>第61条</u>及び<u>第62条</u>に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性照合(3)</td> <td>木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表9-4-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 5%;">単 位</th> <th style="width: 5%;">規 模</th> <th style="width: 5%;">職 種</th> <th style="width: 5%;">外 業</th> <th style="width: 5%;">内 業</th> <th style="width: 5%;">計</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令適合性照合(1)</td> <td></td> <td></td> <td>技 師 長</td> <td>—</td> <td>0.04</td> <td>0.04人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建 物 延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	3.20	4.10	5.20	6.20	7.50	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上	9.50	12.30	15.90	区 分	区 分 の 細 目	法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> 及び <u>第62条</u> に該当する建築物）	法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> 及び <u>第62条</u> に該当する建築物）	法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	法令適合性照合(1)			技 師 長	—	0.04	0.04人	
建 物 延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満																																																																																																				
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60																																																																																																				
1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満																																																																																																					
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50																																																																																																					
7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上																																																																																																							
9.50	12.30	15.90																																																																																																							
区 分	区 分 の 細 目																																																																																																								
法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> に該当する建築物）																																																																																																								
法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> に該当する建築物）																																																																																																								
法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）																																																																																																								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																																																		
法令適合性照合(1) 木造建物	棟	—	技 師 長 技 師 B	— —	0.04 0.37	0.04人 0.37人																																																																																																			
建 物 延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満																																																																																																				
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60																																																																																																				
1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満																																																																																																					
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50																																																																																																					
7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上																																																																																																							
9.50	12.30	15.90																																																																																																							
区 分	区 分 の 細 目																																																																																																								
法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> 及び <u>第62条</u> に該当する建築物）																																																																																																								
法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> 及び <u>第62条</u> に該当する建築物）																																																																																																								
法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）																																																																																																								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																																																		
法令適合性照合(1)			技 師 長	—	0.04	0.04人																																																																																																			

新

旧

2) 直接経費

直接経費は、次により積算するものとする。

イ 材料費等

材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、直接人件費の7%を計上する。

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算する。

往復旅行時間に係る直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。現地条件等により下表によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3を適用する。

区 分	旅費交通費
用地補償総合技術業務	直接人件費の2.85%

注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等含まれているため、別途計上しない。

3) その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(3) 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費等で行う。

2) 直接経費

直接経費は、次により積算するものとする。

イ 材料費等

材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、直接人件費の7%を計上する。

ロ 旅費交通費

旅費交通費は、業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とし、積算に当たっては、用地調査等業務費積算基準(案)第3業務費の内容及び積算1直接原価(2)直接経費ロ旅費交通費に定めるところにより行うものとする。

3) その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(3) 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費等で行う。